

小平市教育委員会会議録（甲）

—— 7 月 定 例 会 ——

平成26年7月17日（木）

開催日時 平成26年7月17日（木） 午後2時00分～午後3時31分

開催場所 市役所大会議室

出席委員 森井良子 委員長

山田大輔 委員長職務代理者

高槻成紀 委員

三町章 委員

関口徹夫 教育長

説明のための出席者 有川知樹 教育部長

高橋亨 教育部理事兼指導課長

松原悦子 教育部理事（生涯学習・体育・図書館）

滝澤文夫 教育庶務課長

坂本伸之 学務課長

小松正典 学務課長補佐

板谷扇一郎 学校給食センター所長

森田恒明 指導課長補佐

相澤良子 生涯学習推進課長

小島淳生 体育課長

屋敷元信 中央公民館長

湯沢瑞彦 中央図書館長

小林邦子 教育部参事

志村安 指導主事

横山明 指導主事

書記 宮崎淳 教育庶務課長補佐、根岸玄 教育庶務課主事

傍聴者 8名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○森井委員長

ただいまから教育委員会7月定例会を開催いたします。

（署名委員）

○森井委員長

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は三町委員及び私、森井

でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、教育長報告事項（９）及び、議案第１５号から第１７号は、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、これらにつきましては非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

○森井委員長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（委員報告事項）

○森井委員長

はじめに、委員報告事項を行います。

委員報告事項（１）東京都市町村教育委員会連合会第１回研修推進委員会について。山田委員長職務代理者からご報告をお願いいたします。

○山田委員

委員報告事項（１）平成２６年度東京都市町村教育委員会連合会第１回研修推進委員会について、ご説明いたします。資料No.1をご覧ください。

７月３日木曜日、午後２時より、東京自治会館において、研修推進委員会が開催され、私が出席してまいりました。

はじめに、委員長及び副委員長の選任があり、委員長には国立市の教育委員長、副委員長には昭島市の教育委員長が選任されました。

次に、研修実施計画についての話し合いがございました。８月２８日開催予定の第１回理事研修会には、東京都多摩教育事務所の儘田指導課長が、また来年１月２２日開催予定の第２回理事研修会には同じく東京都多摩教育事務所の黒田所長からお話を伺う予定でございます。

管外視察研修につきましては、１０月１０日に開催予定でございますが、行き先につきましては、幾つかの候補が出ており、今月末に予定されております次回の研修推進委員会で決定する予定でございます。

来年２月５日に予定しております教育委員会連合会の全体研修会の方針につきましても、次回の研修推進委員会で決定する予定でございます。

ブロック別研修につきましては、小平市は第３ブロックとなりますが、今年度は東大和市が担

当市となり、研修会の企画をしていただいていると聞いております。

その他といたしまして、平成27年度の管外視察研修について、宿泊とするかどうかの話し合いがあり、宿泊研修のメリットとして、自治体を超えたつながりができるということも挙げられましたが、宿泊研修には参加しにくい委員もいること、また日帰り研修でも工夫をすれば十分よい成果が上げられるとの意見が出され、日帰り研修との意見でまとまりました。

最後に、小平市からの提案として、各市から提案された候補をそれぞれの委員が異なる基準で考えても意見の一致が難しいことから、次年度の課題として、管外施設研修先や研修講師を選定するのに当たっては、まずテーマを決めてから臨んだほうが好ましいとのご提案をさせていただきました。

以上でございます。

○森井委員長

ありがとうございました。

(教育長報告事項)

○森井委員長

次に、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項(1)平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項(1)平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告についてを報告いたします。資料No.2をご覧ください。

本調査は文部科学省が、暴力行為、いじめの状況及び不登校の状況等について、毎年、調査を実施しているものでございます。

詳細につきましては、高橋教育部理事から説明させます。

○高橋教育部理事

平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告について、ご報告いたします。

本調査は文部科学省が毎年実施し、昨年度の状況を、東京都教育委員会を通して報告したものでございます。

それでは、資料に従いましてご説明いたします。なお、表の中の括弧の数値は平成24年度の数値でございます。

はじめに「I 暴力行為の発生状況(総括表)」です。中央の部分の発生件数を見ますと、小学校では0件、中学校では20件、合計20件発生いたしました。

以下の1から4の表が内訳でございます。

「1 対教師暴力の状況」でございますが、小学校で0件、中学校で1校7件ございました。

「2 生徒間暴力の状況」でございますが、この件数は生徒同士がけんかになり、双方が相手を殴った場合や、一方的に暴行を加えた場合の数値となります。小学校では0件、中学校では学校内で5校12件ございました。

中段下の「3 対人暴力の状況」でございますが、小学校、中学校ともに0件ございました。

次に、「4 器物損壊の状況」ですが、中学校1校で1件発生しております。暴力行為全体といたしましては、平成24年度と比較して、本年度の件数は小学校、中学校ともに減少しております。各学校では、これまでも指導に取り組んでまいりましたが、物を大切にすることを繰り返したり、自分の気持ちをきちんと伝えたり、相手の気持ちを理解するなど、コミュニケーション能力の育成のほか、人権教育や道徳教育を充実させるなどして、自尊感情を高める教育、自他を大切にすることを充実させるなど努めているところでございます。引き続き、指導を進めていきたいと考えてございます。

次に、「II いじめの状況」でございます。次のページをご覧ください。

「1 いじめを認知した学校数、認知件数」でございますが、認知した学校は小学校で18校、中学校8校、認知件数は小学校240件、中学校131件でございます。全体で昨年度より36件減っております。

「2 いじめの現在の状況」についてですが、平成25年度は371件中349件が解消しております。いじめの解消率は94.1%で、昨年度は解消率89.7%でしたので、より解消率は高くなってございます。これは各学校でいじめの解消への意識が高まり、把握したいじめについて、その解決に丁寧に取り組んできた結果だと考えます。

中段の「3 いじめの発見のきっかけ」をご覧ください。結果としてアンケート調査など、学校の取組により、発見132件、本人からの訴え97件が多く占めております。

いじめの発見のきっかけは、平成24年度もアンケート調査など、学校の取組による発見、本人からの訴えが多く占めておりました。平成24年度も、今年度も同様の傾向になってございます。

全体を見て、平成25年度で特徴的なことは、中学校で学級担任が発見した件数と、本人からの訴えが増え、アンケート等での発見が減っているところにあります。これはアンケート等を待つまでもなく、担任が生徒の状況の変化に気づいたり、本人がいじめられていることを訴えやすい雰囲気をつくられてきているのではと分析しております。

一方で、小学校は本人の訴えが減ってきていますので、今後も話しやすい雰囲気づくりに努めるよう指導してまいります。

下段「4 いじめられた児童生徒の相談状況」についてですが、大半の371件が学級担任に相談ございました。傾向で変わってきたところですが、昨年度と比べ、いじめの総件数は減ってきていますが、相談状況の件数は増えています。これは誰か1人に相談するのではなく、スクールカウンセラーなど複数の立場の人に相談できる状況だと考えています。児童・生徒により話

しやすさも様々ですので、今後も様々な人に相談ができるような体制をつくってまいります。

次ページの「5 いじめの態様」でございますが、複数回答による集計ですが、一番上に書かれている「冷やかしかからかい悪口や脅し文句、いやなことを言われる」が最も多く、合計で280件ございました。

次に多いのは、「仲間はずれ、集団による無視をされる」が67件ございました。この仲間はずれ、集団による無視という態様ですが、中学生は大きく減っています。このような行為は、個人の行動ではなく、学級のように一定程度の集団規模がなくてはなりません。いじめの指導で集団のレベルが高まってくることで、減る傾向があると考えています。

下段「6 学校におけるいじめの問題に対する対応」についてですが、いじめが発生したかどうかにかかわらず、各学校でどのような対応が行われているかということについて調査したものでございます。

学校は学級担任だけでなく、スクールカウンセラー、教育相談員、養護教諭などが連携し、組織的にいじめ防止に取り組んでございます。全ての小・中学校で職員会議を通じて、いじめ問題について、職員間で共通理解を図ったり、道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げたりしながら、指導を行っております。

また、いじめは絶対に許されない行為であり、その対応については、人権教育の推進を中心に、家庭との連携を深めるとともに、教育相談やスクールカウンセラーなどを活用し、学年や学校全体として組織的に取り組むことが重要です。

各学校では、本年度いじめ防止基本方針を策定いたしました。今後も引き続き、各学校においてきめ細かく対応するよう指導してまいります。また指導課といたしましても、昨年度に引き続き、いじめ体罰に関するホットラインメールの対応、ふれあい（いじめ防止強化）月間における教育相談室の土曜日電話相談の開設などを行っております。

さらに、今後市としてもいじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止について積極的に取り組んでまいります。

次ページをご覧ください。最後に「Ⅲ 不登校の状況等」についてでございます。

この調査結果は、平成25年度内に年間30日以上欠席した不登校児童・生徒人数を集計したものでございます。不登校の定義でございますが、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要素、背景により児童・生徒が登校しない、あるいは登校したくてもできない状況にあることを言います。ただし、病気や経済的な理由などはのぞいてございます。

「2 学年別内訳」をご覧ください。

小学校は不登校児童の総数が38人となり、前年度と比べて6人増加いたしました。中学校は139人となり、前年度と比べて12人増加しております。不登校生徒の出現率ですが、小学校では全小学生8,935人のおおむね0.43%となり、前年度と比べて0.07ポイント増加しております。

また、中学校では全中学生4,255人のおおむね3.27%となり、前年度と比べて0.24ポイント増加いたしました。

次に、「3 不登校児童生徒への指導結果状況」ですが、小学校では指導の結果、登校する、またはできるようになった児童が38人中16人と42%の児童が学校に復帰いたしました。中学校では139人中23人と16.5%の生徒が学校に復帰をいたしました。

また、分析を進める中でわかってきたことですが、昨年度スクールソーシャルワーカーを配置した中学校の不登校生徒出現率は2.99%。未配置校の出現率は4.02%でした。これはスクールソーシャルワーカーの配置の成果と考えております。本年度はスクールソーシャルワーカーを中学校全校に配置できましたので、昨年度以上、全校においてよりきめ細やかな対応に努めてまいります。

また、小・中連携教育をはじめ、教育相談室の相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、専門的な知見の活用を図り、あゆみ教室を中心として関係機関との連携も引き続き進めてまいります。

以上でございます。

○森井委員長

ありがとうございました。

教育長報告事項（2）小平市立小学校教科用図書審議委員会報告について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（2）小平市立小学校教科用図書審議委員会報告についてを報告いたします。

本報告書は、小学校の教科書採択に当たり、小平市立小学校教科用図書審議委員会から調査・研究結果が提出されたものでございます。

審議委員会は、学識経験者、保護者代表、学校関係者により構成されており、「平成26年度小平市立小学校教科用図書採択要領」に基づき設置し、その後、小平市立小学校教科用図書調査部会による専門的な調査・研究、学校からの調査・研究及び市民の意見などを踏まえて協議を行い、資料No.3のとおり報告に至ったものでございます。

詳細につきましては、高橋教育部理事から説明させます。

○高橋教育部理事

それでは、小平市立小学校教科用図書審議委員会からの調査報告について、ご説明いたします。

本報告書は小平市立小学校教科用図書採択要領、同細則にのっとり、小平市立小学校教科用図書審議委員会で作成したものでございます。

その作成に当たっては、小平市立小学校教科用図書調査部会及び各学校の調査研究、及び市内6か所の市立図書館における市民の皆様からのアンケートをもとに、発行者ごとに内容、構成上の工夫につきまして、それぞれ工夫されている点、工夫を要する点を協議し、その結果をまとめたものでございます。

また、総合的な所見の欄には、各教科用図書の特徴について総括的な見解が述べられています。本報告書は各教科用図書について、児童の興味関心を喚起するものであるか、発達段階に即した内容であるか、児童にとってわかりやすく、見やすい表記、表現になっているかなど、学習者である児童の立場に立った分析が中心となっております。

また、教科教育的な面から内容や構成、配列の適切さについても分析がなされており、採択について、教育委員会の皆様にご審議いただく上での参考資料となるものでございます。

以上でございます。

○森井委員長

ありがとうございました。

教育長報告事項（3）小平市立学校特別支援教育支援員配置要綱の制定について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（3）小平市立学校特別支援教育支援員配置要綱の制定についてを報告いたします。資料No.4をご覧ください。

このたび、小平市立学校特別支援教育支援員配置要綱を制定いたしました。特別支援教育支援員の配置につきましては、小平市特別支援教育総合推進計画前期計画の重点施策であり、また、「政策インデックス2013」において「小・中学校に通う発達障がい児に人員を配置」と記載されている案件でございます。

詳細につきましては、小林教育部参事から説明させます。

○小林教育部参事

本要綱は小平市立学校に在籍する発達障がい等の児童・生徒に対して、特別支援教育支援員を配置することにより、当該児童・生徒及び在籍する学級への教育的支援を行うことを目的とし、特別支援教育支援員の配置対象や、事務手続、業務内容等を整理し、本年6月25日付をもって、制定したものでございます。

支援員の配置対象といたしましては、医師の診断の有無にかかわらず、発達障がい等を起因として、学習面または行動面で特別な支援を必要としている児童・生徒でございます。

配置方法でございますが、学校からの申請に基づき、指導主事等による校長へ聞き取りや訪問により、現状及び緊急性を把握し、配置の有無や配置期間及び時間を決定いたします。

なお、業務内容といたしましては、基本的な生活習慣確立のための日常生活上の支援、学習活動または教室間移動等における支援、健康及び安全確保にかかわる支援などとしております。

現在、小学校2校で支援員の配置を行っております。今後も各学校からの支援員配置の要望と対象者及び対象者が在籍する学級の状況を踏まえて、支援員の配置を適切に行ってまいります。

以上でございます。

○森井委員長

ありがとうございました。

続きまして、教育長報告事項（４）小平市スポーツボランティア派遣実施要綱の全部改正について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（４）小平市スポーツボランティア派遣実施要綱の全部改正についてを報告いたします。資料No.5をご覧ください。

今回の要綱の全部改正でございますが、スポーツボランティアの登録資格の年齢要件を見直すとともに、活動の範囲をより明確にするため改正するものでございます。

詳細につきましては、小島体育課長から説明させます。

○小島体育課長

それでは、小平市スポーツボランティア派遣実施要綱の全部改正について、ご説明いたします。

はじめに改正の理由でございますが、スポーツボランティアの登録資格の年齢要件を見直すとともに、活動の範囲をより明確にした内容に改正するもので、あわせて要綱全体の体裁を整えるために全部改正するものでございます。

改正の要旨でございますが、大きく5点ございます。

1つ目として、登録資格の年齢要件を大学生の方にもスポーツボランティアとして協力をいただけるよう、「20歳以上から」を「18歳以上」に改めます。

2つ目として、スポーツボランティアの活動範囲について、市内で行われる行事やイベントに限定する旨を加えます。

3つ目として、スポーツボランティア派遣の申請ができる団体について、市民等が半数以上で構成される市内の団体に限定する旨を加えます。

4つ目として、登録の辞退や、ボランティアとしての適格性を欠く場合などには、スポーツボランティアの登録を抹消することができる旨を加えます。

5つ目として、別記様式第2号の小平市スポーツボランティア登録辞退申出書に、辞退の理由を記載する欄を加えます。

なお、この要綱の施行期日は平成26年7月1日といたします。

説明は以上でございます。

○森井委員長

ありがとうございました。

教育長報告事項（５）なかまちテラスLINKSプロジェクトの実施について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（５）なかまちテラスL i N K Sプロジェクトの実施についてを報告いたします。資料No.6をご覧ください。

なかまちテラスの開館関連事業につきましては、これまで「新仲町公民館・図書館式典及び関連事業検討部会」において職員が中心となって検討を進めてまいりました。

今後は、市民とともに検討する機会の場合として「なかまちテラスL i N K Sプロジェクト」の実施をするものでございます。

詳細につきましては、屋敷中央公民館長から説明させます。

○屋敷中央公民館長

なかまちテラスL i N K Sプロジェクトの実施について、説明いたします。資料をご覧ください。

「1 背景」ですが、なかまちテラスの開館事業につきましては、図書館職員と公民館職員との検討部会を設けて検討を進めてきました。ここで、建替えの基本コンセプトである、人と情報の出会いの場や、基本設計のコンセプトである建物と緑と人々の活動がまざり合う公園のような施設を実現するために、地域の方々を巻き込んで、なかまちテラス開館に向けて新たな事業を実施するものでございます。

「2 事業の目的」ですが、開館に向けて、地域の方々の参画により、施設のハードにふさわしい事業・ソフトについて考え、地域の方々がみずから実行することを通して、開館の機運を盛り上げることとしており、みんなでつくる、みんなのなかまちテラスをコンセプトとしております。

「3 事業の内容」でございます。まずL i N K SプロジェクトのL i N K Sは、英語のlinkの複数形にして、意味としては、つながり、絆、結びつけるもの、つなぐこと、連結することなどを意味しております。

また、L i N K SのLは図書館、iは私、Nは仲町、Kは公民館、Sが学校の頭文字からとっております。

L i N K Sプロジェクトは2つの事業から構成されておまして、1つは、なかまちテラス未来づくりワークショップでございます。開館に向かって、地域の方々によるワークショップを開催します。

開館事業のアイデア出しと、開館後にも引き続き行える活動のアイデア出しを行うために、仲町を中心とした地域の方々に声をかけ、7つのテーマごとに対話の場を設け、対話から企画をたて、実行に移していきます。

7つのテーマは主に公民館利用者を対象とした「公民館の力で『こんなことをしたい!』」、主に図書館利用者を対象とした「図書館を活かして『こんなことができるかも! ?』」、学校関係者を対象とした「『学校と地域の関係』を作るうえで、なかまちテラスに期待すること」、若

者や、子育て世代を対象とした「『私たちも活用したい！』若者や子育て世代の方々にとってのなかまちテラス」、商業、農業、工業、事業者等を対象とした「『産業×なかまちテラス』でできること」、地縁組織である自治会、高齢クラブ、民生委員などを対象とした「地縁コミュニティや地域住民にとって、なかまちテラスは『どんな場』になったらいい?」、小学生、中学生、高校生を対象とした「未成年の『新しい発想』でなかまちテラスをよくしよう♪」に分けて実施していきます。

この7つのワークショップを分科会に位置づけ、その後に4回の全体会を実施する中で、アイデアの調整を行い、企画を立てて実行に移していきます。なお、このワークショップについては、関係各課にも周知しております。

もう1つの事業、「なかまちテラスで新しいサークルを作ろう」ということで、なかまちテラスで活動するサークルを育成します。具体的には公民館と図書館で連携した取組や、学校と連携した取組、なかまちテラスをPRする取組など、なかまちテラスでの活動を考えている方を公募し、公民館・図書館職員、関係課の職員とともに相談を重ね、開館に向けてサークルをつくっていきます。

次に、「4 事業の効果」ですが、こうした事業の実施により、なかまちテラスを地域の施設として、地域の方々に愛着をもっていただくことが期待されます。また、新たな活動の下地づくりとして、公民館と図書館が相互に連携した事業の実施や、コミュニティの拠点となるソフトづくりに、地域の方々の考えが活かされます。

さらに、新たな担い手の掘り起こしとして、なかまちテラスで主体的に活動していただける地域の方々の集積が可能となります。

「5 予算」につきましては、既定の予算の範囲内で実施いたします。

なお、今後の予定ですが、市議会への情報提供につきましては既に行っております。また、ワークショップについてはホームページ、チラシ、ポスター等により参加者を募集いたします。なかまちテラスで新しいサークルをつくろうは、9月以降に広報する予定で進めてまいります。

説明は以上でございます。

○森井委員長

ありがとうございました。

では、教育長報告事項（6）寄附の受領について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（6）寄附の受領についてを報告いたします。資料No.7をご覧ください。

〔1〕は、金4万912円を、株式会社日立自動車教習所様より、育英基金への指定寄附としてご寄附いただいたものでございます。

この場をお借りしてお礼申し上げます。

以上でございます。

○森井委員長

ありがとうございました。

教育長報告事項（7）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（7）小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。資料No.8をご覧ください。

今回、報告いたしますのは9件で、いずれも例年、もしくは過去にも承認しているものでございます。

以上でございます。

○森井委員長

ありがとうございました。

教育長報告事項（8）事故報告Ⅰ（6月分）について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（8）事故報告Ⅰ（6月分）についてを報告いたします。

6月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料No.9のとおりでございます。

詳細につきましては、高橋教育部理事から説明させます。

○高橋教育部理事

それでは、事故報告Ⅰ（6月分）について、ご報告いたします。

交通事故は、管理下のもので、小学校で1件、中学校はありませんでした。管理外のもの、小・中学校ともにありませんでした。

中段の表をご覧ください。

一般事故は管理下で、小・中学校、あわせて10件になります。今月も総件数がやや多くなっています。

項目別状況ですが、小学校では休み時間・放課後等が1件、授業中が3件、合計で4件でございます。小学校は先月より減っております。

中学校では休み時間・放課後等が2件、授業中が2件、クラブ・部活動中が2件の合計6件で、先月よりやや増えてございます。

それでは、一般事故のうち、小学校の④、中学校の⑨、⑩のクラブ・部活動中のけがの3件について、詳細をご報告いたします。

はじめに一般事故、小学校の④です。6月20日金曜日の1、2校時の水泳指導中、児童が頭痛を訴えたので、予定より早めにプールから上げ、保健室で様子を見ていたところ、10時20分ごろ嘔吐をしました。どこかで頭をぶつけていないか児童に確認をいたしました。打っていないという返事でしたので、風邪と判断し、保護者にお迎えをお願いいたしました。

しかしながら、クラスの他の児童から、登校時に廊下でほかの児童と頭をぶつけていたという話を聞き、管理職の判断で救急車を要請いたしました。救急車には副校長と保護者が同乗し、府中小児総合医療センターへ搬送されました。

病院では、嘔吐することなく意識障害もありませんでした。医師の診断でCT等の必要はないとのことでしたので、児童は自宅に戻り安静に過ごしました。午後に念のために、学校から家庭訪問を行いました。児童は昼食もとり、顔色もよくなっていたという報告を受けてございます。

次に、一般事故の⑨をご説明いたします。

6月26日木曜日、午後2時40分ごろ、中学校2年生の生徒が部活動に参加をしていた際、本人は少し気分が悪いと感じていたところ、他の生徒から、顔が赤いと指摘され、保健室に行きました。保健室で様子を見てみると、さらに苦しくなり、赤みが首にも広がってきたのを養護教諭が確認いたしました。本人がみずから持参しているエピペンを使用し、担任が保護者に連絡、管理職が救急車を要請いたしました。担任の付き添いのもと昭和病院に搬送、診察を受けましたが、その場でアレルギー等の原因は特定されませんでした。

当該生徒は小学校のときからアレルギーがあり、エピペンを所有していましたが、当日の給食には該当する食材は使われていませんでした。ほかにも症状が出たことがあると保護者から話を聞き、学校から改めて、検査をお願いしているところでございます。

最後に、⑩の事案でございます。6月1日土曜日の午前10時ごろ、バレーボール部の練習試合で線審としてコート横に立っていた1年生の生徒が突然気を失い、転倒いたしました。すぐに他の生徒と顧問が駆けつけたところ、生徒は意識があったものの、出血をしていました。倒れた理由は熱中症ではないかと疑い、寝かせて氷でわきの下や頭を冷やすとともに、管理職が救急車を要請いたしました。救急車には顧問の教員が付き添い、東大和病院に向かいました。また、もう1人の顧問が保護者に連絡をして病院で落ち合うことにいたしました。

診断の結果、顎を打ち裂傷を負い、さらに左上第一小臼歯が折れていました。また、診察中に左手小指の骨折も判明いたしました。こちらは試合が始まる前の練習時間に捕球をしていた際に折ったようです。痛みはありましたが、さほどではないと本人が考え、そのまま線審をしていたとのことでした。

夕方改めて、学校から生徒宅に連絡をして、自宅で落ちついていることを確認いたしました。また、熱中症の対応につきましては、教員で学校での対応の仕方を確認した上で、他の生徒に改めて熱中症への対応について指導をいたしました。

以上でございます。

○森井委員長

ありがとうございました。

では、ここまでの教育長報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○山田委員

教育長報告事項（1）平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査報告について、2点ほど質問させていただきたいと思います。

まず、「Ⅱ いじめの状況」のところで、平成24年度に比べますと、平成25年度は減っている傾向にございますが、「6 学校におけるいじめの問題に対する対応」については、解消に向けて努力をいただいていると存じます。様々な対応の中で、ひとつ当事者同士の相互理解、会話によるコミュニケーションというものが私は大事だと思っております。スクールカウンセラーなど、プロのご意見もあると思いますが、そういった当事者同士の会話といったところでは、いかがでしょうか。

○高橋教育部理事

「6 学校におけるいじめの問題に対する対応」についてですが、これは指導者側がどのような様態でフォローアップを図っていたかということについての調査でございます。

今、山田委員からお話がありましたように、当事者同士が話し合いをする中で、お互いを理解して、過ちは過ちとして認めて、よりよい関係をつくっていくということは、当然、指導の大前提でございますので、そういうことについても各学校で取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○山田委員

もう1点でございます。「Ⅲ 不登校の状況等」でございます。

「1 不登校児童生徒の在籍学校数」ということで、小・中学校合計の20校ということは、20通りの理由がそれぞれあるかと思えます。この不登校の理由といたしまして、生活環境、家庭環境、学校環境などが考えられますが、ほかには何か挙げられる理由はございますでしょうか。

○高橋教育部理事

それぞれが相互に影響を及ぼして不登校という状況になっているかと思えます。今お話いただきましたように、家庭環境、学校環境等、様々ありますが、もう1つ挙げるとすると、個人の心持ち、考え方というものもあるかと思えます。そういうものというのは学校環境や家庭環境が影響しているということを考えれば、学校環境や家庭環境の問題と捉えることもできるかとは思いますが、やはり本人が行きたくても行けない気持ちになっているというものも中にはございます。

以上でございます。

○三町委員

同じく報告事項（１）の問題行動に関する調査が、１点目は学校の努力、あるいは事務局の努力に対して、お礼を申し上げたいということです。

いじめ発見のきっかけのところで、例えば中学校の場合は担任の発見とか、あるいは本人からの訴え、つまり子どもも自分の苦しい状況を発信できるような環境をつくっていただいております、そのためにいじめが早く発見できて、対応できるようになっているのかと思います。そういう意味で学校、あるいは担任の先生、あるいはそのほかの先生の努力、そして、事務局からの指導の成果が出てきているのだと思っています。

ある意味いじめは必ずといっていいほど発生するということを考えると、これをずっと緊張状態を持ち続けてやっていただきたいということで、お礼とお願いです。

２点目は不登校に関するところで、事業の成果ということのご報告がありました。不登校の出現率が減ってきている中で、スクールソーシャルワーカーの配置校と非配置校の差ははっきり見られ、それを受けて全校配置を進めていくということは、大変ありがたいことだし、私もスクールソーシャルワーカーの重要性というのは大変、大きなものだと思います。

そこでもう１つ、数値についてお聞きしたいのですが、スクールソーシャルワーカーが配置された学校と配置されていない学校での差は１ポイントくらいありますが、２５年度新たにスクールソーシャルワーカーが配置された学校ではどれくらい不登校の発生率が下がったのか。もしそういう数字があれば教えていただきたいと思います。

○高橋教育部理事

大変申し訳ございません。今ここで詳細な数字を持ち合わせてございませんが、分析等は進めてございますので、その部分については、また後ほどご報告申し上げたいと思っております。

ただ、昨年度も分析をする中で、スクールソーシャルワーカーが配置されている学校とそうでない学校の数字を見たときには、配置されている学校のほうに優位性がございましたので、やはりスクールソーシャルワーカーを上手に生かすことによって、不登校生徒の改善につながるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○森井委員長

ありがとうございました。

ほかにごございませんか。

○高槻委員

この調査そのものは小平市独自のものなのか、それとも東京都全体のものなのでしょうか。

○高橋教育部理事

これは全国の調査でございまして、文部科学省が毎年行っているものでございます。大体夏ご

ろに全国の結果について合同発表されます。そのときに全国の状況や東京都の状況の報道もごございますので、あわせて本市の状況等をご覧いただきまして、また、ご意見を頂戴できればと思っております。

以上でございます。

○高槻委員

ということは、これは実態調査をすることによって、そういういじめとかの問題の解決を図るための資料にしているという背景があるということでしょうか。

○高橋教育部理事

例えばここにあるような児童・生徒の問題行動にどのような傾向があるかということも含めて、分析をしながら、不登校生徒が増えてきている状況があれば、今後どのように対応しなければならないのかというように、指導の方向性を考えるときに使っているものでございます。

以上でございます。

○森井委員長

では、このことに関してはほかにはございませんか。

では、これ以外のことについてご質問等ございますでしょうか。

○三町委員

報告事項（3）小平市立学校特別支援教育支援員配置要綱の制定について、中身については以前ご説明いただいて、自分なりに理解していたところですが、改めて読んでみまして、学校としての対応の難しさの部分と、それから判断の難しさのところ、具体的にこれを生かすためにどのようにされるのかという視点から、お聞きしたいと思います。

内容を見ますと、医師の診断の有無にかかわらず、障がい等を起因として特別な支援が必要な子どもを対象に、指導主事による校長への聞き取りや訪問を行い、そして、その子どもの現状や緊急性などを勘案し開始期間、時間を決めるという形になっております。

その中で、最終的には校長が判断して配置申請を出していくことになると思いますが、要綱の第5条に校長は対象者の保護者と支援を行う内容を協議するとなっております。例えば入学してきて、保護者もなかなかお子さんの障がいの状況を理解できない中で、課題があつて、校長は申請をしてくるのだと思いますが、その場合の保護者の理解というのはどのように考えているのでしょうか。

つまり保護者が配置を十分納得できない状況では当然できないと思いますし、また、それをどのように工夫していくのか、あるいはそうした運営上の課題が出てくるかと思いますが、どのように判断していくか、教えていただけたらと思います。

○小林教育部参事

保護者への理解というところは丁寧に考えなければならないところでございますので、配置申請をいただくときに、これまでの支援状況ですとか、保護者にはどのような理解をいただき、今の状態としてつながっているのかといったことは伺わせていただきます。

場合によっては、学校が学級の支援を行うという意味で配置することもございます。その上で、支援員を配置することをきっかけとして、保護者への理解や関係、つながりを促せるようにということで、校長先生と学校にはお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○三町委員

お考えはわかりました。つまり、学校でその子どもが、よりよく生活できるように、また、回りの子どもと一緒に勉強できるようにということで、ある意味でやや柔軟に対応していくということでもよろしいでしょうか。

○小林教育部参事

はい。

○三町委員

ぜひそうしていただけると、ありがたいと思います。

○森井委員長

このことに関して、現在は小学校で2校に配置されているということですが、今後、予算措置もされているということで、どれくらいの規模で配置を進めていくお考えがあるのでしょうか。

○小林教育部参事

年間3,600時間分、約363万6,000円の予算でございますので、1学期、2学期、3学期という大体の目安に沿って配置をしていくつもりでございます。

現在は、小学校2校において、7万2,720円を執行している状況でございます。

そして、9月すぐに配置することが既に決まっている学校がございます。ということで、1学期に執行しているもの、それから9月以降の配置の要望ということで、予算額に沿いつつ、計画的に配置を行っているところです。

○森井委員長

わかりました。

○山田委員

同じく大きい2番の内容(2)配置方法で「学校からの申請に基づき、指導主事等による校長へ聞き取りや訪問により、現状及び緊急性を把握し、配置の有無や配置期間及び時間を決定する。」という文言で書かれておりますが、学校から申請があつてから最短でどれくらいの期間で配置が可能なのでしょうか。また配置の有無という部分ですが、学校からの申請については、おそらく学校から声が挙がっている時点で緊急というふうに私は感じております。要は最短でどれくらいの期間で配置ができるのかということをお伺いしたいと思います。

○小林教育部参事

原則は2週間前ということですが、それ以前に、配置をお願いしたいというお話をいただいた時点で、学校のほうには伺っております。ですから、学校からの申請をいただいた時には、かなり短期間のうちに柔軟に配置をしております。

以上です。

○山田委員

ありがとうございます。

○森井委員長

このことに関してはよろしいでしょうか。

それでは、小平市スポーツボランティア派遣実施要綱の全部改正についてですが、改正の理由の中に、「活動の範囲をより明確にした内容に改正する」という文言がございますが、現在のこの要綱に関しての活動の範囲について、ご説明をいただけますでしょうか。

○小島体育課長

今までは、派遣というよりも市の事業等にお手伝いをいただくといったものでございましたので、これを平成23年度から、研修会を毎年開いて、意識を高め、それから資質の向上も図る中で、地域活動に派遣していきたいということで、今回、市内に限定をさせていただく中で、改めて全部改正をさせていただくものでございます。

○森井委員長

活動の範囲を明確にしたことによって、活動がより充実したものになるということですね。よろしく願いいたします。

○山田委員

同じく、スポーツボランティアの件で質問でございます。

スポーツ推進委員と、今回のスポーツボランティアとで役割の違いがあるのだと思いますが、これまでの実績ということで、スポーツボランティアではこういった内容の派遣をやってきたの

かを教えていただきたいと思います。

○小島体育課長

スポーツボランティアの方の派遣はこれまでなかったものでございます。市の事業や関係団体にかかわる事業、例えば市民スポーツまつりだったり、小平多摩湖歩け歩けだったり、市民駅伝大会だったり、そういった事業にお手伝いをいただいたり、高齢者の方の運動会だったり、障がい者の方の運動会だったり、スポーツ推進委員と一緒にお手伝いをいただくといったことで、市の事業において主体的に協力依頼をしてきたところでございます。

ここで改めて全部改正をする中で、質の向上や、意識を高めていく中、自治会や子ども会などのスポーツ事業的なものに派遣をするというものでございます。

以上でございます。

○森井委員長

それでは、ほかにございませんか。

○高槻委員

資料No.9の事故報告Iの⑨です。アナフィラキシーショックということですが、もう少し状況を教えてください。

○高橋教育部理事

アレルゲンまでは申し上げなかったのですが、当該生徒はカレー粉にアレルギーがあるということで、それに対するエピペンを持っておりましたが、当日の給食にそのような食材は出ていませんでした。

実はこの日は一旦下校して、その後に再登校して部活動に参加するような形をとってございました。ですから、どこでどういう状態でアレルゲンに接したかがわからないので、顔が赤くなってきて、アレルギー症状が見られたので、まず本人自身が念のためということでエピペンを自分で打ったということです。

その後、すぐに救急車を要請して病院に搬送したということでございます。結果として病院のほうで大きく容態が変わるということはございませんでしたが、先ほど申し上げましたように、その日にアレルゲンと接触した状況というのが把握できませんでしたので、アレルギーについてもう少し詳細な検査をしたらいかがでしょうかというお話を保護者に申し上げているところでございます。

○高槻委員

わかりました。ありがとうございました。

○森井委員長

では、よろしいでしょうか。

ーなしの声ありー

○森井委員長

では、以上で教育長報告事項を終了いたしますが、教育長報告事項（２）小平市立小学校教科用図書審議委員会報告についてにつきましては、協議を要するため、８月７日木曜日の午後２時から教育委員会臨時会を開催いたしたいと存じます。

以上で冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席を願います。

ここで休憩したいと存じます。午後３時１５分まで休憩といたします。

午後２時５８分 休憩